

令和4年 第6回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和4年5月25日（水） 午後2時00分～午後3時45分

場 所 — 高層館12階 選挙管理委員会

出席者 — （委 員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）中井事務局長、三谷事務局次長、新家主幹、永吉係長、
清瀬係長、井上主査

（中井委員長）

ただいまから、第6回選挙管理委員会を開催します。

きょうの委員会の案件は1件でありまして、内容は、統一地方選挙に関する総務省調査について回答しなければいけませんので、それについてどのような回答をしていくかということについて今日の委員会で協議をしたいと思います。

それでは、総務省からの調査内容につきましては、前回の委員会で聞いておりますが、改めて事務局から概要を説明願います。

（中井事務局長）

それでは私の方から、令和5年統一地方選挙に関しての総務省調査について説明をさせていただきます。

令和5年統一地方選挙に関して、総務省から調査がきております。

照会の趣旨としては、総務省において、統一地方選挙に関して選挙期日等の特例を定める法律案の検討を行うにあたって、今後の検討の参考とするために調査しているものです。

調査内容としては、令和5年6月8日に任期満了となる堺市の市長選挙について、統一地方選挙として行う意向があるか、ないか及びその理由を聞いているものです。

本日は、調査の回答内容について、委員さんでご議論いただきたいと思います。

経過を申し上げますと、統一地方選挙については、4年に一度、選挙期日等の特例を定める法律を定めて実施されています。

通常、統一地方選挙を実施する年の3月から5月までの間に任期満了が予定されている地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について、選挙期日を統一して実施しているものです。

平成11年以降の統一地方選挙では、6月1日から6月10日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、各地方公共団体の判断により統一地方選挙として行うことを可能とする規定が設けられてきました。この規定は、平成7年の阪神淡路大震災を契機として、設けられた規定です。

つまり、平成 7 年に統一地方選挙で執行予定だった兵庫県議会議員選挙等について、任期を 6 月 10 日まで延長し、選挙期日を 6 月 11 日としました。

次に、4 年後の平成 11 年の選挙では、兵庫県等から任期は 6 月 10 日までであるが、統一地方選挙として実施することについて国に要望があったため、特例法に規定が設けられてきたものです。

しかし、平成 29 年に制定された法律によって、各議会の議決に基づいて任期を令和 5 年 4 月中に短縮できることとなったため、当該規定を活用する必要がなくなったものです。

この法律案を検討するにあたって、令和 5 年 6 月 1 日から 6 月 10 日までの間に市長の任期が満了となる本市の意向を調査されています。

なお、本市では、大阪府知事、大阪府議会議員、堺市議会議員はいずれも令和 5 年 4 月に任期が満了しますので、令和 5 年の統一地方選挙として執行する予定です。

堺市長選挙を統一地方選挙として執行した場合は、投票率向上と選挙執行経費の削減が見込まれます。

投票率については、複数の選挙が同日で行われるため、有権者の関心を惹きやすく、単独選挙と比べて投票率の向上が予想されます。前回の平成 31 年の統一地方選挙の本市投票率が 49.7%、令和元年の堺市長選挙の投票率が 40.8%で 8.9%の差があります。

また、選挙執行経費は堺市長選挙を単独選挙で執行した場合と比較して、概算で約 1.1 億円の経費を抑えることができると考えています。

一方、統一地方選挙として執行する場合の主な課題としては、当日投票所の確保と開票事務の長時間化です。

4 票選挙となりますので、狭隘な投票所については、投票所の変更又は投票区の再編が必要となってきます。

また、4 票の開票となりますので、開票に時間を要するため、開票従事者の配置見直しや開票手順の徹底等が必要であると考えております。

なお、調査の回答期限は、令和 4 年 5 月 27 日（金）となっておりますので、よろしくお願いします。

事務局からの説明は以上です。

(中井委員長)

ありがとうございました。今、事務局の方から概略の経過説明をしていただきました。前回の委員会につづいてのきょうの委員会でございますので、各委員さんの方から改めてですね、前回よりも内容的に追加するものがあったとしても結構でございます。率直な御意見を聞かせていただきたいと思います。順番に私の方からお願いし

ますので率直な御意見を聞かせてください。まず、最初に星原委員さんお願いします。

(星原委員長代理)

この議論につきましては、昨年から議論を重ねてきたという経緯がございます。総務省の「できる規定」ということで特例法が出るや出ないかわからないという状況の中でも、具体的な議論を前に進めるということがなかなかできにくいというそういう環境下の中で、我々も何回か、この議論についてはしてきたという経緯がございます。その時に、私も何度か申し上げたことがございますけれども、今、事務局長の方から、メリット、デメリットという観点からお話ございました。投票率の向上であるとか、経費が削減できるとか、それから投票所が狭いというようなことがございまして、私なりに確認を取らせていただいたら、今、堺市の投票所の約3割を超えるところが、地域会館であったり自治会館というところで非常に狭隘な投票所でございます。そういった中で今、御承知のように、コロナ禍の中で、換気の問題であったり、それから密ということについても、対応等含めて、今までも、昨年は衆議院議員選挙があったわけでありましてけれども、対応を取っているんですけど、それが果たして本当に可能なかどうかということもやはり懸念材料の一つでございますし、そういった中で私たちは一定の判断を下さないといけない。ところが、先ほど冒頭申し上げましたように、毎回、それは、国の方で、11月、12月の議会に出される出されないという判断になるように思いますので、もし、4票選挙をやるという前提で、国の方の動向を待っていると、実際、現実問題として間に合わないというようなことがございましたので、そういった種々の議論をする中で、第4回の選挙管理委員会で申し上げましたように予算措置を議会の方の承認を得て、増額の予算を議会は認めていただいておりますので、やはりそういう予算的な背景、それから、一番のネックというか、課題としてあるのが狭隘な投票所をどうするのか。この投票所の制定についても、長年の歴史というものがあって、地元の地域の方々の御協力もいただきながら投票事務が行われているわけでして、そこをないがしろにはできないというようなことも調整する時間というものも当然必要になってくるわけでして、その意味では、前々回第4回の選挙管理委員会で議論したように、出るか出ないかわからないけれども、もしも出た時に、我々が一定の結論を下すということの材料になるように、投票所が小学校とか中学校の体育館であれば、かなり広さというのは確保できるわけですが、現実に行っている地元の投票所は、地域会館、自治会館でしていますので、非常に狭隘でございます。そんな中で、昨年の衆議院も、選挙区選挙と比例区選挙、それから裁判官の国民審査と3つの投票をするわけですが、非常に狭い。そこに加えて4票ということになるともう一つそれが狭隘ということになる懸念が払拭されないということで、それは4月の議論を経て、各区選管の領域でございますので、区選管

を通じて、準備を進めるというのは、投票所の変更であつたりというようなことが可能なかどうか等も含めてやっていきたいと思います。その時点での一定の結論が選挙管理委員会に出てたんですね。それが、今回、総務省の方からの調査ということで、その調査の内容も、やるかやらないかという二者択一のことが調査票としてきてるわけです。それはまだこの段階では結論が出ないということで、そして、その代わり、準備を進めるということで一定の結論が出てたのでございますので、今の5月の段階においても、その結論のそれ以上でもそれ以下でもないということが、まあ、私個人としては。ですから、総務省の調査票の答えとしては、「はい」、「いいえ」ではなくて、「どちらともいえない」という一定の答えになるのではないかというふうに私は思います。その理由は、4月の議事録を見ていただくか、ここで述べる時間的余裕があれば、述べさせていただきますけれども、そのように考えております。

(中井委員長)

ありがとうございました。今、星原委員長代理の方からのお考え、前回の第4回委員会の時の御発言いただいたのとほぼ同様のことを少しわかりやすく御説明を、御意見をいただきました。それでは松井委員さんお願いします。

(松井委員)

それでは、私の方から前回の総務省調査に対する回答について申し上げます。まず、令和5年6月に任期満了となる市長の選挙について、統一地方選挙として行う意向があるかどうかについての問に対して回答は、「意向がある」。理由としては、投票率の向上が見込めること。先に事務局長から説明がありましたように、複数の選挙を同時に行うことから有権者の選挙に対する関心が高まること。一例として、平成31年に執行された統一地方選挙における本市の投票率は49.7%でした。同年の6月に執行された市長選挙の投票率は40.8%でした。この結果からも、単独選挙に比べて投票率の大幅な向上につながるということが認められます。また、低い投票率というのは、社会的な課題でありまして、投票率アップへの様々な取り組みが選挙管理委員会でも実施されております。投票率の向上も選管の重要な使命と考えております。公選法の特例に該当する以上は、同一選挙をすべきというふうに思います。次に理由の2番目ですが、選挙費用の削減が図れること。4票選挙をすることで、約1.1億円の経費削減になると事務局の方で試算されております。首長選挙経費については、市の一般財源から負担しなければならず、国、都道府県からのお金は一切入らない。これも一般財源に対する大きな削減になると思います。以上のことから、やはり、一度にできるものを、なぜ二回に分ける必要があるのかという市民の大きな疑問もあろうかと思います。4票選挙を実施すべきだと思います。

(中井委員長)

わかりました。今、松井委員さんの方から、率直な御意見を披露していただきました。次に、山口委員さんの方でお願いいたします。

(山口委員)

問2の回答に対しては、「どちらともいえない」。その理由に関しては、「統一選挙の方が有権者の関心を惹きやすく、コスト削減の側面もあります。ただ、単独選挙の方が、有権者にとり争点がわかりやすく、しっかりした信義が問える。選挙にかかるコストというのは、民主主義に必要なコストであるという側面もあるので、どちらともいえない。総務省の調査に関しては、堺市選管としては、選挙に対する準備が必要なため、法律案等については早い情報の提供を希望します。」というのが私の回答です。可能性を考えて、進めていくしかないだろうと思います。

(中井委員長)

はい。

私の方は、前回にも発言させてもらったのと同じですが、問2については、「どちらともいえない」。理由については、やはり4票選挙をすることによるメリットは、投票率の向上が大きく期待できるというのが何よりも大きなメリットであろうと思います。それと、金額の方も出てましたけれども、きちっとした金額は試算の段階であるかと思いますが、どちらにしましても選挙諸費用の削減が期待できると、4票選挙をすることによってね。そのことも非常に大きなメリットであろう。このように考えております。しかし、選挙管理委員会が判断をする時、それだけでいいんだろうかというところを考えた時に、私は、デメリットとして、次のようなことが考えられるんではないかと思っております。通常でも、知事の選挙、府議会議員の選挙、市議会議員の選挙、この3ポストの選挙を同じ日に次から次と投票していくという時に、私自身の経験でもあるんですが、本当に全ての候補者の公約や、或いは現職議員として頑張ってきた人であれば、どのようなことを任期中なされてきたのかということ、十二分に知ったうえで投票してるのか、私自身の行いから見た時に疑問に思うようなところもございました。そういう面では、この4つの選挙を実施をする時に、有権者の立場から見た時に、非常に候補者の述べる選挙公約などについて十分な投票をするにあたっての行動がそれぞれ求められるんじゃないかなというふうに考えております。もう一つは、先ほど少し触れましたが、現職の候補者の場合ですね、その時に、その任期中にどういうことをなされたのか、また、どういうふうな努力をなされてきた、途中であるのかということについても有権者の方たちが十二分に理解をされるということが非常に大切であって、そのことが投票行動に結びついていく、そんな選挙が理想ではないかなというふうに私は考えております。そういう面では、今、申しあげたことは、デメリットとして考えられるというふうに思うところでありますの

で、選挙の質の確保、これは非常にですね、1+1は2という、そういう答えの出るものではありませんが、堺市の選挙管理委員会としての選挙の質ですね、有権者にどれほど理解をされたうえで投票されていくのかという、そういうふうなことです、そういうようなこともより充実していくことが選挙管理委員会としての私は重要な任務であろうとこのように考えておりますので、先ほど言いましたように、メリットの部分と私が述べたようなデメリットの部分というものが、この4票の合同選挙の中には存在をしてくるのではないかなと、こういうふうに見て、問2については、「どちらともいえない」んだと、二者択一の回答では十分ではないと、こういうことで私の考え方を述べさせていただきたいと思います。それぞれ4名の委員から、それぞれの考えを述べていただきました。共通しているところについては、投票率の問題、選挙諸費用の関係については、一致しているのではないかなと思わせていただきました。それがメリットとしたら、デメリットの部分をどう考えていくのかというところが、非常に私どもの委員会の中では一つのポイントになろうかなと思います。それぞれの委員さんから、率直なお考えを述べていただきましたので、次にはですね、それぞれの委員さんから相互に、「話はそうだけれども、こういうところどうなんだろうかな。」という、少し意見交換をさせてもらいたいと思います。それで、フリートーク、意見交換して、そのうえで堺市の選挙管理委員会としてまとめられるところがあればまとめていきたいと思っております。挙手して発言をお願いします。

(松井委員)

デメリットの中で、有権者の方が、候補者に関してどれだけの情報を得て投票行為になるのか、その辺のところは4票選挙になると薄まるんじゃないかという御意見がありました。しかし、過去の実績を見る限り、単独で行うよりも複数で行う方が投票率は上がっているのですから、それだけ関心が持たれるということで、薄まるというのは該当しないのではないかなと思います。それともう一つ、投票所の問題ですけれども、これについては、当然、実施する側の問題であって、今回の法改正に関する否定的な意見とは何ら当たらない。

(星原委員長代理)

今、松井委員がおっしゃった、後の部分ですけれども、法改正の特例法が出るかどうかの判断は国がされるわけで、それに準じてその時点で、ここでまたやるかやらないかという判断を改めて決めるわけで、その決める段階には今は至っていないということが私の個人的な意見でありまして、投票所が狭いとか広いとかというのはそれに値しないというのはちょっと理解に苦しむところです。現実には私が投票に行っているところは、入口入ってすぐに受付があるんですけども、本当に狭い状態の中で、時間帯によっては、かなりの密の状態がありますし、投票の記載台も多くはありませんので、そういった中での、いわゆる選挙事務のミスにつながるようなことになりは

しないかという懸念の方が逆に強いというふうに私は思います。

(中井委員長)

どうですか。

(松井委員)

そういう懸念もあろうかと思いますが、まず第一に投票率の向上が重要だと思います。

(中井委員長)

山口委員さん、今、それぞれね、御発言聞いていただいて。

(山口委員)

市長選単独とする時に、投票率が下がるということは、統一でしたら投票率上がるけれども単独でしたら下がるというのにあまり効率だけを求めても、さっき委員長が言ったようなリスクがあるんじゃないかと思います。投票率の向上がもちろん目的ですけれども、単独でやった時に下がる理由が何なのか、もうちょっと議論する必要があるかもしれません。と思います。

(星原委員長代理)

この場で話すことではないのかもしれませんが、私も6期24年間、市議会議員として市民の支持の中で活動させていただきました。で、やはり市議会議員選挙、それから、政令市になってから、前回からは、知事と府議会議員、それから堺市議会議員の三つの選挙が同時に行われてたんですけれども、やはり議員を選ぶという選挙というのは、住民にとってみた時に、非常にやはり身近な存在ということの中で、我々も有権者の方々とは絶えず町の中で会ったりとか、市民相談などで接点があるわけなんですけれども、やはりまあ市長となると、首長はやはり何か遠い存在みたいな、それはわかりませんよ、住民の側から、だから同じ選挙をやったとしても、統一でやるか単独でやるか別として、投票率の差異は先ほど報告のあったようにおおよそ9%の差が生じてきていると。ということは、逆に言うと、首長さんが凄い注目度を持っている方であつたりとか、素晴らしい公約を述べて、そして多くの市民の賛同を得るといような形であればおのずと投票率は上がっていくのではないかなと思います。まあそれは、候補者のせいにするということでは決してございませんけれども、やはりそういうような選挙を目指していくというのが理想ではないかなというふうには思います。ただそれは、我々の選挙管理委員会としての手の届くところにはないわけで、我々は市民の皆さんが住民のためにあるこの選挙を執行していただく、履行していただく、そしてそれも無事故でやると、できるということが何よりの使命ではないかな

と思います。で、メリットとして挙げられている約1億1千万ともいわれている選挙経費の削減、それから投票率が上がるであろう、ここは、我々も決して見捨てるわけではなくて非常に魅力のあるところでございますし、そうなってほしいというふうにも思うわけですが、そこのところと相反する懸念材料も一方ではあるわけですので、そこの天秤にかけるといえるか、どちらを優先していくかという今の現段階においては、結論は、いくら「やろう」とみんな、ここで意思決定したとしても国が特例法出さなければ「できる規定」もできないわけですから、なかなか前へ進まないということもありますので、ですから、今の現段階では着々と準備だけは進めるうえでの議論としていただいて、そしていざ出された時には再度やるかやらないかということの議論に入れればよい。で、4月の時にも私申し上げましたけれども、経費の削減というのは昨年聞いてた時には1億3千万といわれてたんですよ。それが1億1千万、これはおおよそですので1円の単位まで明確にしろというようなことではないんですけども、おおよそその金額の中身、3票選挙の開票やるよりも4票選挙の方が人手も要るわけで、そうすると人件費のコストがどれだけ上がるのか、そして削減できる例えば、これまだ私聞いてないのでわかりませんが、公営掲示板の対応とか、そういったことで削減がされるのか、削減されるという大枠の中身ですね、これを事務局には4月の段階で1円の単位まで明確ではなくてもおおよそで結構ですからこういった費目が削減できるのか、一方でこれだけのコストは上がります、差し引きでこれだけです。というものを提示していただかないと、国がもし特例法を出した時に我々の判断の材料にするために、事務局にお願いして、おおよそでいいということで要望しておりますし、投票率の向上においても、今、私が行っているところは学校ではなくて地域の近くの会館です。ですからその近くの方々は、投票に行きやすいのですが、それが学校になると「もう遠いからやめとこか」ということにつながるかも知れません。必ずしも投票率が、全体的には投票率の向上になるとは私も感覚的には思うんですけども、じゃあ果たしてどうなのかということの見極めも必要なんだと思います。そういったことの中で、それを上回るデメリットが生じてくるということになると、それはその時の判断でどうなるか、いや、それはそれでメリットはありますよということであれば、そちらの方の判断に導くかも知れませんし、そこは、まだ、現段階ではいえないという状況でございます。

(中井委員長)

私の方で、先ほど申しあげた内容と同じですが、知事、府会議員、堺市会議員、これはもう仕方ないんですね、統一地方選挙で執行されますから。あと、堺の市長選挙をそこに加えるか、加えないかというところが論点になってくるかと思います。法律ができれば、その時に当然、堺市選挙管理委員会で判断は求められるわけですが、今の段階では、法律ができるとかできないとか確約できません、わかりません。しかし、私は、先ほど言いましたように、知事、府会議員、堺の市会議員選挙、これ終わ

りました、あと、市長選挙を一緒にして4票選挙する場合と、別で市長選挙だけ単独で実施するとういうふうになった時に、有権者の立場から見た時に、単独で選挙をされた方が、何人なるかわかりません。一人でやったら無投票になるでしょう。二人やったら選挙、三人になる、何人立候補されるかわかりませんが、知事、府会、堺市議会議員選挙というそんなにたくさんの人数でなくて、もっと少ない人数で堺のまちづくりについて公約を出してお互いが有権者に訴えてもらう。そうした時に受ける側の有権者にとって、堺のまちをどういうまちに作っていこうかというところについてより理解をしてもらいやすいんではないかなというふうに思うんです。私自身は、そういうふうに思うんです。メリット、デメリットのメリットは先ほど何度も言った、それはゆらぐものではありません。経費の問題、それは同じですから。デメリットというのを考えた時に、そういう部分があるんじゃないか、そのことが選挙の投票行為という観点から見た時に非常に大切に考えなければいけないところではないかなというふうに思っています。軽々に、単に投票率さえ高ければそれでいいんだという、そういうことだけで片付けられない部分があるのではないかな、それでは4票選挙の時に、堺市長選挙を加えられそれで4票選挙の時にも、単独で選挙する時と同じように論争できるんじゃないかと、公約を立ててできるんじゃないかという、さあそれはですね、知事、府会、堺の市議会議員と市長選挙とこうなりますから有権者の立場から冷静に見た時に、「わー」という選挙ムードは上がりますけれども本当に堺のまちはどうなっていくのかなあというところまで理解をしてもらうことにつながるのかというところが疑問として率直なところあるんです。それがデメリットとしてあるんじゃないかなと思います。さあそのデメリットといっても数字で表せませんので、投票率とか選挙諸経費というそういう数字で表せないのも非常にもどかしいところもあるわけですけども、そのことも無視はできないであろうなと思います。それを、一番最初に言った選挙の質ということで言葉の表現さしてもらいましたが、そういうことも選挙管理委員会として考える必要があるんじゃないかなというふうに考えております。その他ではどうですか。特段ないですか。皆さんそれぞれ思ってることは発言してくれましたか。

(星原委員長代理)

もう4月に多く語ってますので。

(中井委員長)

よろしいですか。

それでは、とりあえずこれ、27日に国へ報告しないといけません。これずらすわけにはいきませんからね、国が27日までに報告してとこう言ってる話ですから。一度今日のこの主なところはそれぞれの委員さんから発言して出させていただきましたので、これをどういう形にまとめた回答文、まあ、「てにをは」までいくのか、重要な

とこ、「ここと、ここと、ここと」というふうな箇条書きになるのか、また相談しますけれども、どちらにしても国の方に堺市選挙管理委員会はこういうことを考えてるんだなあということが第 2 質問の中で御理解できるようにですねしていかなあかんと思います。そのために少し、しばらく休憩を取りたいと思います。今、2 時 40 分ですので、約 3 時 15 分くらいまで半時間くらい暫時休憩をして、別室で、今日、皆さんが述べられたことについて文面起こしをして相談してまた再度集まってもらって国への回答についてこういう内容でということを委員会で決定をしたいと思います。それでは、3 時 15 分まで休憩をさせてもらいたいと思います。よろしいですか。

(委員)

はい。

<休憩>

(中井委員長)

それでは、再開をしたいと思います。休憩時間の折に、4 名の委員さんの会議での発言をどのようにまとめるか、少し打ち合わせをさせていただきました。文面はありませんが、考え方を述べたいと思います。

(中井委員長)

問 1、問 2 とありますが、問 1 については実施してませんので、「いいえ」です。問 2 については、意向があるかないか、どちらについても理由を書くようにとのことだが、意向があるとかないとかこういう二者択一のものですが、先ほどの委員さんの意見を踏まえさせてもらって、意向がある、意向がないということではなくて、どちらとも言えないという項目を起こして、それでいきたいと思います。なんでどちらとも言えないのか、その理由をどうするかということにつきましては、この考え方を述べさせてもらいます。

どちらとも言えない理由は、確かに、4 票選挙をですね、4 票選挙をした場合のメリットは、投票率の効果がアップ、選挙諸費用の削減ができる。これが、選挙管理委員会としては、メリットだということは共通した認識としている。だが、しかしというところで、先ほど委員さんからも出されました 4 票選挙をするときに、投票所が本当に十分確保できるのか、あるいは、選挙ミスが出ないようにできるのか、そういう選挙実務のところが大きな不安要素がある、だから、今年 1 年かけまして、議会の方でもご承認いただきました予算に基づいて、選挙管理委員会としまして、今、問題点の洗い直しをして、4 票選挙になったときに、選挙実務が進められるということを踏まえて準備をしているところであります。メリットは、そういうところで、投票率の関係、選挙諸費用が、だがしかしというところで、デメリットのところについては、先

ほど出ました内容について、箇条書きで、何項目か記載をして、以上のことで、どちらとも言えないという回答を国の方にとすると。そういうふうなまとめにしていきたいと思います。

27日までの報告ということで、あまり時間ないわけです。事務局の協力をいただいて、より正確な内容の、そして国の担当者にとっても、なるほどなあとわかるような箇条書きにしていきたいと。そういう扱いでよろしいですか。松井さんよろしいですか。

(委員)

はい。

(中井委員長)

それでしたら、事務局の方にはありますが、先ほど休憩前の会議の時に出ました各委員さんからの発言をまとめてほしいと思います。メリットにつきましては、4名の委員が共通認識を持っているところであります。投票率の問題、選挙諸費用の問題、これがメリットということは、4名の委員、異論がないところです。だがしかし、こういうこともありますよということを並べていただいて、だから、どちらとも言えないという回答を国の方に出させていただく、国の方もなるほどなあと、そういう考え方かご理解いただけたら。今の段階では。12月の段階で、国の方から来年の統一地方選挙について、臨時特例法が出されたら、それはそのときに、議論をしてですね、決断をせなあかんということになる。

これで異論がなければ、本日の第6回の委員会の方をこれにて終了したいと思います。よろしいですか。

(委員)

はい。

(中井委員長)

ご苦労さまでございました。